

# 第80回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 次 第

令和5年2月14日（火）16時45分から  
都庁第一本庁舎 8階災害対策本部室

- 1 開会
- 2 本部長発言(補正予算について)
- 3 状況報告・各局報告
- 4 本部長指示
- 5 閉会

## 5 類移行に係る都の対応方針

### 【サステナブル・リカバリー】

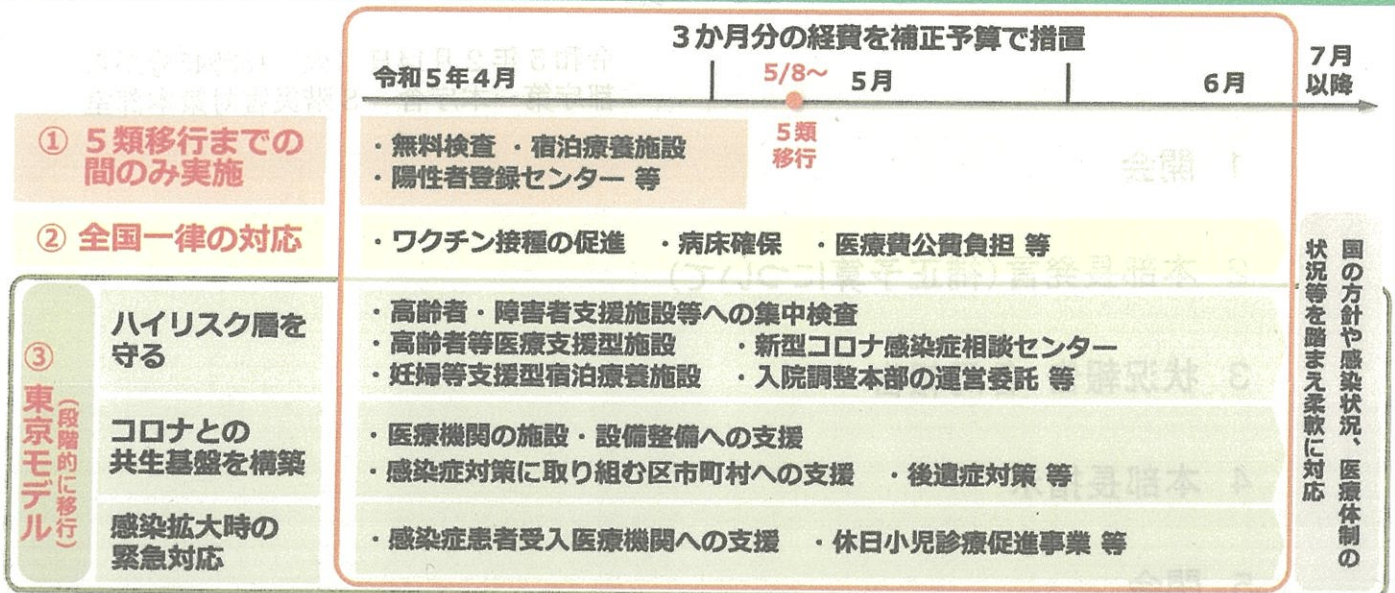
都民の命と健康を最優先に、かつての日常を取り戻すだけでなく、  
コロナとも共存した活気あふれる東京を確かなものにしていく

- ✓ 5類移行後も都民の不安や医療現場等の混乱を招かないよう、  
必要な保健・医療提供体制を継続しつつ、段階的に移行する
- ✓ 感染が再拡大した場合に備え、機動的に対応できる体制を維持する

### 補正予算

### 予算規模 1,775 億円

# 令和5年度補正予算の3つの柱



## 5類移行までの間のみ実施する事業 423億円

PCR等検査無料化事業 103億円

濃厚接触者・有症状者への抗原検査キット配布 5億円

陽性者登録センターの運営 9億円

自宅療養の適切な実施に向けた支援 133億円

宿泊施設活用事業 ※妊婦等医療支援型を除く 84億円

## 全国一律の方針に基づき実施していく事業 691億円

患者受入に向けた病床確保料の補助	510億円
新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業	17億円
大規模接種会場における新型コロナウイルスワクチンの 集団接種事業	25億円
PCR検査等の保険適用に伴う自己負担分の費用負担	79億円
感染症法に基づく医療費等の公費負担	54億円

## 東京モデルとして当面継続すべき事業 661億円

(5類に応じた医療提供体制への移行を段階的に進めるために実施していくべき事業)

ハイリスク層を 守る	高齢者・障害者支援施設等への集中的検査の実施	64億円
	宿泊施設活用事業（妊婦等医療支援型）	14億円
	高齢者等医療支援型施設等の設置・運営	293億円
コロナとの 共生基盤を構築	<b>拡充</b> 感染症診療協力医療機関等施設・設備整備事業	5億円
	<b>新規</b> 新型コロナウイルス感染症の後遺症対策	0.3億円
感染拡大時の 緊急対応	診療・検査医療機関休日小児診療促進事業	3億円
	感染症疑い患者一時受入医療機関受入支援事業	110億円

## 5 類移行に係る主な施策の内容①

事項		施策の内容		
		5 類移行前 (4月1日～5月7日)	5 類移行後 (5月8日～6月30日)	
相談体制	相談体制の確保	▶発熱相談センターで対応	▶発熱相談センターの相談機能、フォローアップセンターの健康相談機能、うちさぼの相談機能を統合して <b>継続</b> (仮称)東京都新型コロナウイルス感染症相談センターを開設)	
	公費負担(外来)	▶検査費用(国1/2、都1/2)、外来医療費(国10/10)を公費負担	▶国の方針に合わせて対応 (全国一律の方針に基づき実施していく事業)	
検査・診療体制	診療所等の施設・設備整備の支援(外来) (検体検査機器設備整備補助、施設・設備整備費補助等)	▶コロナとの共生基盤を構築するため、 <b>継続</b> (より多くの医療機関で検査診療する体制づくりのため、検査機器整備の支援を診療・検査医療機関以外にも拡充、パーティションなど設備整備の箇所数を拡大)		
	感染防止対策の周知	▶感染防止対策の周知等を行いつつ、より多くの医療機関による対応ができるよう協力を呼びかけ (地域における感染防止対策の研修実施を支援)		
	休日の診療体制の確保	▶土日祝日や大型連休などの診療体制を確保	▶ <b>継続</b> (感染拡大時の緊急対応)	
	モニタリング検査	▶ <b>終了</b>		
	施設職員に対する集中的検査	▶入所系施設:PCR週1回+抗原定性週1~2回、通所・訪問系施設、医療機関:抗原定性週2~3回	▶高齢者等のハイリスク者を守るため <b>継続</b> (高齢者施設、障害者施設、医療機関、特別支援学校等は <b>継続</b> 。幼稚園、保育所、小・中・高校は <b>終了</b> )	
	無料検査	▶約5万件/日の検査体制を確保		▶ <b>終了</b>

※7月以降は、国の方針や感染状況、医療提供体制の状況も踏まえ、改めて検討

## 5 類移行に係る主な施策の内容②

事項		施策の内容	
		5 類移行前 (4月1日～5月7日)	5 類移行後 (5月8日～6月30日)
検査・診療体制	有症状者・濃厚接触者に対する検査キット配布	▶有症状者向け:7万件/日 濃厚接触者向け:5万件/日	▶ <b>終了</b> (自ら購入し、備蓄等の行動を呼びかけ)
	検査キット備蓄	▶約60万キットを確保(2/9時点)	▶規模を精査し、緊急配布できる体制を <b>継続</b>
医療提供体制	公費負担(入院)	▶入院医療費を公費負担(国3/4、都1/4)	▶国の方針に合わせて対応 (全国一律の方針に基づき実施していく事業)
	病床確保(病床確保料)	▶病床確保料を補助	▶国の方針に合わせて対応 (全国一律の方針に基づき実施していく事業)
	体制整備・受入促進 (患者受入謝金、転院促進、特動手当、宿泊先確保支援等)	▶より多くの医療機関で患者を受け入れる体制づくりのため、 <b>内容を見直した上で継続</b> (病院における介護人材の確保や院内の感染防止対策経費を支援、ゾーニングなど設備整備の支援を確保病床をもつ病院以外にも拡大)	
		▶患者受入謝金等(転院促進、要介護高齢者・障害者の受入促進)	▶ <b>継続</b> (感染拡大時の緊急対応)
		▶医療従事者に対する特殊勤務手当の支給、宿泊先確保を支援	▶ <b>終了</b>
	入院調整	▶保健所による入院調整、入院調整本部による広域的な調整を実施	▶ <b>継続</b> (主に透析、妊婦、小児、精神、基礎疾患を有する方及び重症患者等を対象。病病・病診連携への移行促進)
	高齢者等医療支援型施設	▶8施設(692床)を運営	▶高齢者等のハイリスク者を守るため、 <b>継続</b>
酸素・医療提供ST	▶立川(85床)を運営 (築地は3月で閉鎖)	▶救急のひっ迫状況を見ながら <b>継続</b>	

※7月以降は、国の方針や感染状況、医療提供体制の状況も踏まえ、改めて検討

## 5 類移行に係る主な施策の内容③

事項		施策の内容		
		5 類移行前 (4月1日～5月7日)	5 類移行後 (5月8日～6月30日)	
医療提供体制	宿泊療養施設	▶約4,000室を確保 (第8波ピーク時約11,000室)	▶隔離目的のホテルは廃止 (妊婦支援型・医療機能強化型は継続)	
	感染防護具の備蓄	▶感染症に強い都市(レガシー)構築のため、継続		
	病院の施設・設備整備の支援(入院) (重点医療機関等設備整備費補助、施設・設備整備費補助等)	▶コロナとの共生基盤を構築するため、継続 (より多くの医療機関で検査診療する体制づくりのため、入院受入医療機関以外にも対象拡充)		
	後遺症対策	▶継続(後遺症対応医療機関マップ、医療従事者等の後遺症への理解促進に向けた取組を実施)		
自宅療養体制	陽性者登録センター	▶最大2万人/日の対応能力を確保 (第8波ピーク時最大4万人/日)	▶終了	
	臨時オンライン発熱等診療センター	▶救急・外来など医療の負荷を軽減するため、休日・平日夜間に稼働	▶継続	
	健康観察	うちさば相談	▶最大350回線に対応 (第8波ピーク時最大450回線)	▶発熱相談センターの相談機能、フォローアップセンターの健康相談機能と統合して継続
		保健所(高リスク)	▶入院待機者又は保健所でフォローが必要な有症状者を健康観察	▶終了
		フォローアップセンター(中リスク)	▶5か所・370名体制に対応 (第8波ピーク時5か所・800名体制)	▶終了
		医療機関	▶発生届対象者を健康観察	▶終了

※7月以降は、国の方針や感染状況、医療提供体制の状況も踏まえ、改めて検討

## 5 類移行に係る主な施策の内容④

事項		施策の内容	
		5 類移行前 (4月1日～5月7日)	5 類移行後 (5月8日～6月30日)
自宅療養体制	配食	▶在庫約37万食を確保(1/31時点)、 配送能力最大2.1万件/日	▶終了
	パルスオキシメーター貸与	▶約43万台を確保	▶終了
	往診体制	▶医師会、広域的に実施する医療機関、 施設向け医療支援チームを継続	▶高齢者等のハイリスク者を守るため、高齢者施設への 往診チーム派遣を継続 (自宅療養者には、相談窓口で往診可能な医療機関につなぐ 仕組みを検討)
	施設専用窓口 即応支援チーム 感染対策支援チーム	▶ハイリスク施設対策(感染症に強い都市(レガシー)構築のため)として、継続	
	患者移送体制	▶民間救急や陰圧車を活用した移送体制を確保	▶透析患者等の移送は継続
ワクチン接種・治療薬	ワクチン公費負担	▶全額公費負担(国10/10) ※国の方針に合わせて対応(全国一律の方針に基づき実施していく事業)	
	ワクチン接種促進支援	▶個別接種を行う診療所や病院を支援 ※国の方針に合わせて対応(全国一律の方針に基づき実施していく事業)	
	ワクチン大規模接種会場	▶大規模接種会場(北展望室、三楽病院)、ワクチンバスを運営 (行幸(有楽町)・立川南は3月末で終了) ※国の方針に合わせて対応(全国一律の方針に基づき実施していく事業)	

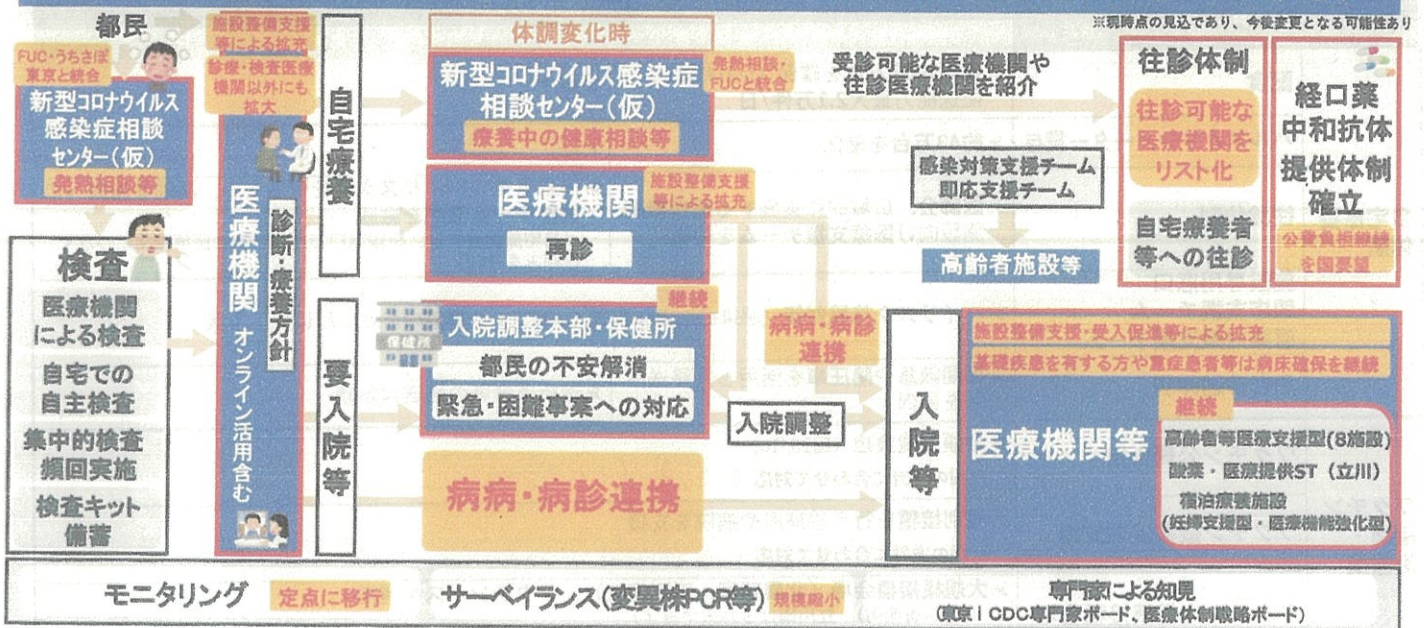
※7月以降は、国の方針や感染状況、医療提供体制の状況も踏まえ、改めて検討

## 5 類移行に係る主な施策の内容⑤

事項		施策の内容	
		5 類移行前 (4 月 1 日～5 月 7 日)	5 類移行後 (5 月 8 日～6 月 30 日)
ワクチン接種・治療薬	治療薬の公費負担	▶ 全額公費負担	▶ 国の方針に合わせて対応 (全国一律の方針に基づき実施していく事業)
	中和抗体薬治療促進	▶ 酸素・医療提供 S T や往診による中和抗体薬の投与体制を継続	▶ 終了 (一般の医療機関で対応)
モニタリング、サーベイランス		▶ 全数把握を継続 ▶ 新たな変異株を監視 (ゲノム解析、PCR 検査、変異株サーベイランス)	▶ 定点報告へ移行 ▶ ゲノム解析等は継続
保健所支援体制		▶ 都職員の派遣、都保健所での人材派遣の活用	▶ 継続 (都職員の派遣は 5 月末で終了)
		▶ 夜間入院調整窓口を設置	▶ 継続
		▶ 保健所のデジタル化を推進 (音声マイニングの活用、進捗管理のデータ化、SMS・ウェアラブル端末を活用した健康観察)	▶ 感染症に強い都市 (レガシー) 構築のため、継続 (健康観察の終了に伴い、SMS・ウェアラブルは終了)
区市町村支援		▶ 区市町村が行う感染拡大防止対策等を支援 (通所・訪問者への集中的検査、相談体制、自宅療養者支援など)	▶ 都の方針 (高齢者等のハイリスク者を守る、感染症に強い都市の構築) に沿ってメニューを衣替えて継続 (通所・訪問者への集中的検査、相談体制、5 類移行に係る住民や診療所等の理解促進など。自宅療養者支援は終了)

※ 7 月以降は、国の方針や感染状況、医療提供体制の状況も踏まえ、改めて検討

## 5 類移行に当たっての保健・医療提供体制の全体像 (5/8～6/末)



## 新型コロナの5類移行に関する国への要望（2月14日）

- 国の対応方針（1月27日）に、都がかねてから主張してきた、5類への移行を段階的に進めていくことが明示
- 患者等への対応や医療提供体制についての具体的方針は、**3月上旬を目途に示される**予定

補正予算案の編成に併せて、より多くの医療機関で発熱患者の診療・入院患者の受入れを行っていくための体制整備に向けた財政支援や、今後のワクチン接種計画の早期明示等を**国に要望**

## 「マスクの着用」の考え方①（2/10政府対策本部決定）

【3月13日より適用】

**個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本**

政府は各個人の判断に資するよう、感染防止対策として**着用が効果的な場面などを示す**

① 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面では、マスクの着用を推奨

・医療機関受診時

・高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時

・通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。）の乗車時(当面の取扱)

② 感染から自身を守るための対策として、マスクの着用が効果的な場面

・コロナの感染流行期に重症化リスクの高い方が混雑した(人との距離が確保できない)場所に行く時

③ 症状がある者、新型コロナ検査陽性者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の方に感染を広げないため、外出を控え、通院等やむを得ず、外出する時には人混みを避け、マスクを着用

④ 高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等での勤務中はマスクの着用を推奨

※マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される

## 「マスクの着用」の考え方② (2/10政府対策本部決定)

### 【留意事項】

- ✓ マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう周知していく
- ✓ 子どもについては、すこやかな発育、発達への妨げとならないよう配慮することが重要であり、保育所等に対してもマスクの着用を周知する
  - ※ 2歳児未満のマスク着用は奨めない（現行どおり）
  - ※ 2歳児以上についても、マスクの着用は求めないが、着用を希望する者に対し適切に配慮
- ✓ 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る
- ✓ 「マスクの着用」の考え方の適用後も、基本的な感染対策は重要であり、政府は、引き続き、「三つの密の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を励行

## 学校における取扱い (2/10政府対策本部決定)

### 【4月1日より適用】

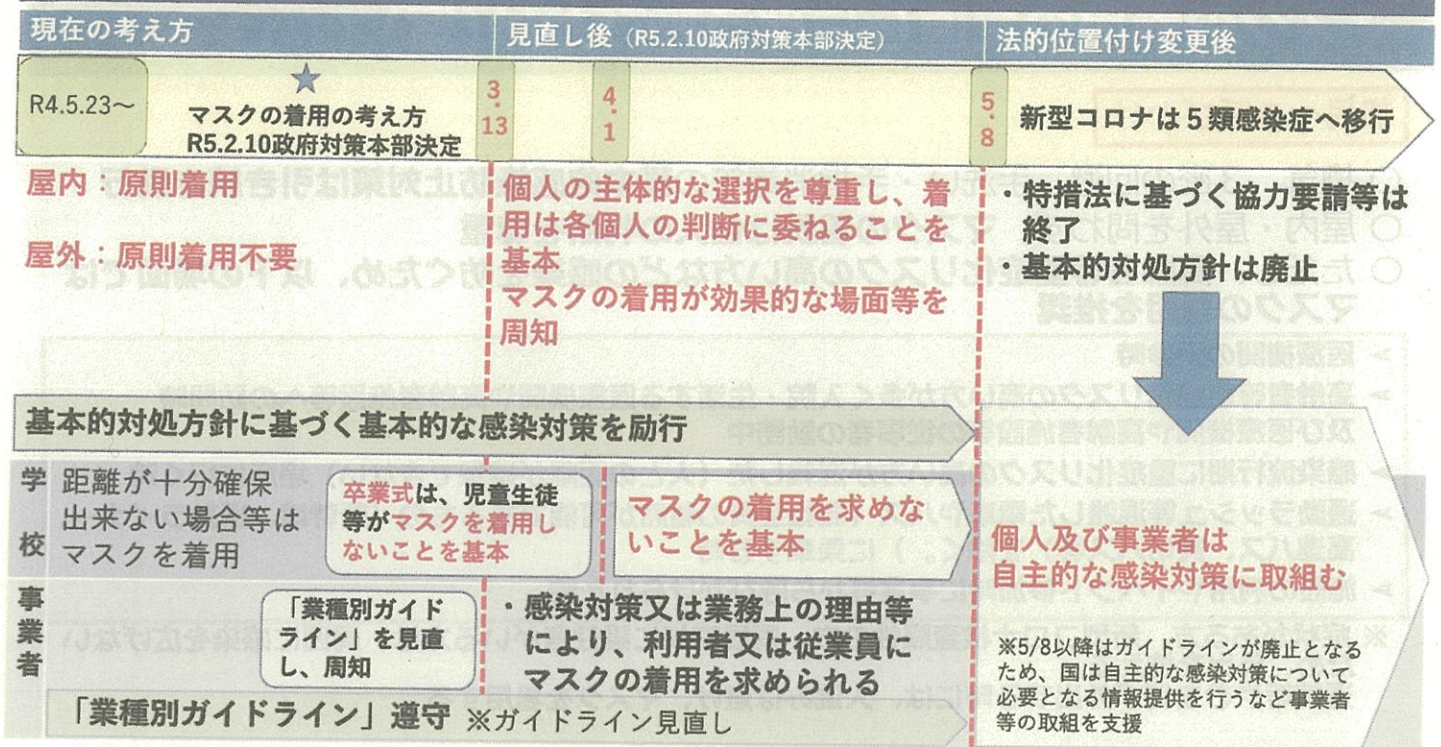
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、**学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本**

以下に留意

- ① 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスク着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気等の必要な対策を講じること
  - ② 地域や学校における新型コロナや季節性インフルエンザの感染状況等に応じて、児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること
- ※ 上記見直し時期にかかわらず、同日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の留意事項を示すこととする。



## 国における「マスクの着用」の見直しについて



## 「マスクの着用」の見直しに係る都の対応（案）

### 【方針】 サステナブル・リカバリー

都民の命と健康を最優先に、かつての日常を取り戻すだけでなく、コロナとも共存した活気あふれる東京を確かなものにしていく

### 都の対応の考え方

- マスクの着脱は個人の主体的な判断を尊重する
- 高齢者等重症化リスクの高い者を守るため、感染防止対策としてマスクの着用の有効性や効果を踏まえつつ、マスクの着用が効果的な場面を、都民・事業者へ周知する

## マスクの着用の見直しに伴う呼びかけ(案) (3/13~5/7)

### 都民への呼びかけ

- 換気、3密の回避、手洗い・手指消毒等の基本的感染防止対策は引き続き励行
- 屋内・屋外を問わず、マスクの着脱は個人の判断を尊重
- ただし、高齢者等重症化リスクの高い方などの感染を防ぐため、以下の場面ではマスクの着用を推奨

- 医療機関の受診時
- 高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時及び医療機関や高齢者施設等の従事者の勤務中
- 感染流行期に重症化リスクの高い方が混雑した（人との距離が確保できない）場所に行く時
- 通勤ラッシュ等混雑した電車やバス（概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。）に乗車する時
- 施設の利用やイベント参加時に事業者から呼びかけられた時

※ 症状がある方、新型コロナ検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は、周囲に感染を広げないため、外出を控える。  
通院等やむを得ず外出する時には、人混みは避け、マスクを着用する

## マスクの着用の見直しに伴う呼びかけ(案) (3/13~5/7)

### 事業者への呼びかけ

- 感染防止対策としてのマスクの着用の考え方が見直され、3月13日から適用されること等を踏まえ、業種別ガイドラインの変更や店舗での準備を

※ イベント開催や商業施設、飲食店等においては、業種別ガイドライン等に基づき、利用者等に感染対策としてマスクの着用を求めているが、見直し後は、マスクの着用は個人の判断に委ねることが基本となる。ただし、事業者が感染対策上または事業上等の理由により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることができる。

➔ 3月13日以降、各業界団体が修正した業種別ガイドラインについて、都民にホームページ等で周知

- 引き続き業種別ガイドラインの遵守を
- 効果的な換気、手洗い等の手指衛生、距離の確保等の基本的感染防止対策は引き続き励行

## 第三者認証制度の認証基準の見直し

### 国からの通知

「感染症予防対策に係る認証の基準（案）」を見直し【3月13日から5月7日まで適用】  
「**食事中以外のマスク着用の推奨**」については**必須項目から削除**

### 都の対応

- **都の認証基準「チェックポイント」を変更し、マスクに関する項目を削除**  
(現行基準)
  - ・ 従業員に対して、マスク着用の徹底を周知している
  - ・ 利用者に対して、食事中以外のマスク着用の徹底を周知している
  - ・ 正しいマスクの付け方などを従業員に周知している
  - ・ 目に付きやすい場所にポスターを掲示するなど工夫した呼びかけを行っている
- **3月12日をもって、ポスター等によるマスク着用のお願いは終了**  
**感染防止対策を呼びかけるポスターを改訂し、リーダーを通じ改めて配布**
- **飲食店が感染対策等のため、利用者、従業員にマスク着用を求められることができる**

## 都立学校におけるマスク着用の取扱い

文部科学省からの通知を踏まえ、

### ○卒業式

教育的意義を踏まえ、**児童・生徒及び教職員はマスクを外すことを基本**  
来賓、保護者等はマスクを着用

➡ 都立学校に対して周知済み（区市町村にも参考として送付）

### ○4月1日以降

学校教育活動の実施に当たって、**マスクの着用を求めないことを基本とする**

➡ ガイドラインの改定等を行い、都立学校に対して周知予定  
（区市町村にも参考として送付）

※引き続き、マスク着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に対応